

IT利活用促進事業費補助金 申請時のチェックリスト（令和3年度2次公募版）

書類

- 交付申請書 様式1
- 事業計画書 様式2-1 グループの概要（グループ申請の場合） 様式2-1（別紙）
- 事業実施におけるスケジュール 様式2-2
- 経費明細書 様式2-3 → 市内中小IT企業者が発行する見積書（原本）（様式2-3の元となる）
- 市内中小IT企業者概要 様式2-4
- 企業・団体概要 様式3

- 上記の申請書類一式を記録した電子データ（CD-R）<電子データ提出対象書類は下記>
 様式1（印影は不要）／様式2-1（図などを記載している別紙も含む）／様式2-2／様式2-3／
 様式2-4／様式3
- 申請者の登記事項証明書（履歴事項全部証明）※コピー不可 → 発行後3ヶ月以内か？
- 申請者の会社定款、パンフレット（会社案内）など事業状況がわかるもの
- 申請者の決算書 → 直近の年度か？
- 申請者の「法人市民税」、「法人町民税」または「法人村民税」の納税証明 ※コピー不可
 → 発行後3ヶ月以内か？
- 市内中小IT企業者の登記事項証明書（履歴事項全部証明）※コピー不可 → 発行後3ヶ月以内か？
- 市内中小IT企業者の会社定款、パンフレット（会社案内）など事業状況がわかるもの
- 市内中小IT企業者の決算書 → 直近の年度か？
- 市内中小IT企業者の「法人市民税」の納税証明 ※コピー不可 → 発行後3ヶ月以内か？

内容

- 申請書に、申請者の公印が捺されているか？
- 申請者は、中小企業に該当するか？【資本金と従業員数から判断】
- 申請者の本社は、さっぽろ連携中枢都市圏に有るか？
(さっぽろ連携中枢都市圏：札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、
当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町)
- 申請者は、1年間以上、本社のある市町村内で事業を営んでいるか？
- 申請者は、IT企業には分類されないか？【IT産業を営んでいる企業ではない事】
- 申請額は、補助対象経費の総額の1/2以内か？
- 申請額は、消費税抜きで100万円以内か？**
- 提案は、申請者が自ら利活用するものであるか？（他社に転売するものではない）
- 提案内容は、社会常識上及び倫理好ましくない事業ではないか？
- 計上している補助対象経費の内容は、提案している目的に、全てが関係しているか？
- 補助対象経費は、**令和3年10月1日～令和4年2月28日までの期間の分だけか？（令和3年10月1日よりも前や、令和4年2月28日より先のものが含まれていないこと）**
- IT機器やソフトウェアではないものが、補助対象経費として計上されていないか？
認められないもの：人件費、コンサルティング料、デザイン費、事務用品、不動産、車両の購入、建築工事、
謝金、旅費、特許料、印刷製本費、保守費、システム・ホームページ・Webサイト等の運用費など
- 見積書は札幌市内に本社のある中小IT企業が発行したものか？IT企業名：「
認められないもの：札幌市外に本社のあるIT企業、大手の家電量販店、東京にある国内総代理店、リース会社など
- 見積書の宛先は、申請者になっているか？
- 見積書には、IT企業の押印がされているか？
- 見積書には、個数や単価、期間などの費用が、個々にブレークダウンして書かれているか？
悪い書き方の例：「XXXシステム 一式 XX万円」しか記載せず、実際に導入する機材の台数や個数、
利用期間、単価などの内訳・明細が不明なもの

- 見積書の有効期限は、事業開始日以降まであるか？ 採択決定後（御社が実際に購入する時期まで）も、その見積書は有効か？

グループ申請の場合

- グループ申請の場合は、グループ内企業[身内]からの調達が、補助対象になっていないか？
- グループを構成している、全ての企業の概要書が添付されているか？
- グループの設立目的・趣旨は明確か？
- グループの代表者は明確か？
- グループの経理体制は明確か？